

東京大学宇宙線研究所共同利用研究課題採択委員会内規

平成元年 2 月 25 日 共同利用運営委員会了承

平成元年 9 月 14 日 教授会決定

平成 22 年 4 月 1 日 改正

平成 22 年 4 月 26 日 運営委員会了承

令和 2 年 4 月 2 日 改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学宇宙線研究所運営委員会規則第6条第1項第2号に基づき、東京大学宇宙線研究所共同利用研究課題採択委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、東京大学宇宙線研究所（以下「研究所」という。）の共同利用研究申請課題について、採択の適否を審議し、共同利用研究実施計画の原案を東京大学宇宙線研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる約8名の委員をもって組織する。

- (1) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が命じた者
- (2) 学外の関連分野研究者のうちから所長が委嘱した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者

2 学内の委員の数は、委員総数の2分の1を超えることはできない。

(委員長及び幹事)

第4条 委員会に委員長及び幹事を置く。

2 委員長及び幹事は、運営委員会の議を経て、所長が指名する。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、当該年度の共同利用研究実施計画が運営委員会に承認された時をもって終了する。

(共同利用研究外国人アドバイザー)

第 7 条 研究所における国際共同利用研究を円滑に進めるために、共同利用研究外国人アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーに関する事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成元年 9 月 14 日から施行し、平成元年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。